

伊豆の国市農業委員会 7 月定例会議議事録

開催日時 令和 7 年 7 月 10 日 (木)
午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分
場 所 あやめ会館 3 F 多目的ホール

出席委員： 13 人 欠席： 1 人

No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名
1	遠 藤 照 彦	5	松 下 満 雄	9	土 田 哲	13	萩 原 一 英	事務局	小坂 高一郎
2	山 田 尚 志	6	與五澤文義	10	窪 井 千 容	14	鈴 木 宗 雄		小澤 竜哉
3	中 川 謙 一	7	渡 邊 伸 一	11	天 野 進				福本 南斗
4	土 屋 克 彦	8	内 田 久	12	星 合 省 吾				

推進委員： 11 人 欠席： 0 人

No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名
1	杉 山 芳 喜	4	岡 本 仁	7	渡 邊 光 一	10	土 屋 栄
2	白 井 孝	5	久保田正一	8	田 中 正 男	11	重田庄八郎
3	高 梨 誠	6	渡 邊 一 弘	9	平 木 宏		

議事の内容

審議案件 議案第 1 号 農地法第 4 条許可取消の件・・・・・・・・・・ 1 件
議案第 2 号 農地法第 5 条許可取消の件・・・・・・・・・・ 1 件
議案第 3 号 農地法第 3 条許可申請書承認の件・・・・・・・・・・ 7 件

報告事項 農地法届出書(専決事項)について
報告第 1 号 農地法第 5 条届出書受理の件・・・・・・・・・・ 3 件

その他 野生鳥獣による農作物の被害状況調査の報告の件

開 会 事務局長	ただ今から7月定例農業委員会を開催します。 なお、各委員の皆様におかれましては、携帯電話をマナーモードへの切り替えをお願いいたします。 本日、農業委員の過半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立しておりますことを報告します。 それでは、会長の進行により、慎重なる審議の程、よろしくお願いしたいと思います。
議事録署名人指名 会 長	それでは議事に入ります。議事録署名人を指名致します。12番星合委員、13番萩原委員を議事録署名人に指名いたします。では、議案第1号に入ります。
審議案件 【議案第1号】 【議案第2号】 会 長	○【議案第1号 農地法第4条許可取消の件】及び 【議案第2号 農地法第5条許可取消の件】 議案第1号「農地法第4条許可取消の件」及び、関連がある議案第2号「農地法第5条許可取消の件」を議題とします。一括して審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号2番、議案第2号1番について「朗読」 議案第1号「農地法第4条許可取消」の2番及び議案第2号「農地法第5条許可取消」の1番について説明します。場所と写真は資料番号①、②をご覧ください。 本案件は、令和5年8月22日付け伊国農委第4号受理番号第3号の農地法第4条許可及び令和5年8月22日付け伊国農委第5号受理番号第4号の農地法第5条許可を取消するものであります。 当初、食品加工工場用の敷地として許可を受けましたが、構造計算のため地質ボーリング調査を実施したところ、60m以上支持層が出現せず地盤が極端に軟弱であることが判明しました。災害時には液状化現象が安易に予想されるとともに、建設物の沈下、傾斜が免れないと判断したため、当該施設の建設を断念しました。取消後の利用に関して、議案第1号2番の第4条許可取消については、ブルーベリー、ポポー、フェイジョア等を栽培し、議案第2号1番の第5条許可取消については、この後審議いただく農地法第3条許可を得られた場合、水稻を栽培することです。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、葦山山木地区の担当委員は3番中川委員です。よろしくお願いします。
3番中川委員	(議案第1号2番農地法第4条許可取消及び議案第2号1番農地法第5条許可取消について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて葦山山木地区担当の白井推進委員から意見ををお願いします。
白井推進委員	(議案第1号2番農地法第4条許可取消及び議案第2号1番農地法第5条許可取消について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
委 員	(質問等)
会 長	事務局わかりますか。

事務局	(回 答)
委 員	(質問等)
事務局	(回 答)
推進委員	(補足説明)
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。 質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。 (挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。
【議案第3号】 会 長	○【議案第3号 農地法第3条許可申請書承認の件】 議案第3号「農地法第3条許可申請書承認の件」を議題とします。 議案第3号15番について、議案第1号2番及び議案第2号1番と関連がありますので先に審議を行います。事務局より概要説明をしてください。
事務局	議案第3号15番について「朗読」 議案第3号「農地法第3条許可」の15番について説明します。場所と写真は資料番号⑨をご覧ください。また、補足資料も合わせてご覧ください。 本申請は、譲受人である法人が農地の権利を取得しようとするものです。農地法上の一定の要件を満たす法人を「農地所有適格法人」と総称し、農地の権利取得を認める制度です。農地所有適格法人と認められるための要件として、これから説明する4つの要件を権利取得申請時のみならず、農地の権利を有する限り、すべてを満たし続けなければなりません。 1つ目は法人の組織に関する要件で、農事組合法人、株式会社持分会社のいずれかでなければなりません。譲受人については、提出された定款の記載事項からこの要件を満たしていることを確認しました。 2つ目は法人の主たる事業が農業であることが要件となります。主たる事業が農業であるかの判断は、直近3か年の農業に係る合計売上高が、当該3か年における法人の事業全体の合計売上高の過半を占めているかによります。譲受人については農業に係る合計売上高が事業全体の売上高の80%以上を占めていることを申請書により確認しました。 3つ目は構成員の資格に関する要件で、構成員とは株式会社の場合は株主となりますが、農業関係者である株主の有する議決権の合計が総株主の議決権の過半を占めていなければなりません。農業関係者とは、農地の権利を提供した個人、法人の農業の常時従事者、基幹的な農作業を委託した個人、地方公共団体、農協、農地中間管理機構などを指しますが、譲受人は、法人の農業の常時従事者である株主のみで総議決権の過半を占めることを株主名簿、申請書により確認しました。 4つ目は、経営責任者に関する要件で、法人の常時従事者である構成員が取締役の数の過半を占めていなければなりません。譲受人について

	は、取締役３名の内、２名が株主であることを登記事項証明書、株主名簿、申請書により確認しました。 譲受人については、農地所有適格法人の４要件をすべて満たしていることを確認しました。 譲受人の経営面積は伊豆の国市と函南町、伊東市を合わせると263,984.41㎡になります。他市町の耕作面積については、函南町農業委員会及び、伊東市農業委員会で発行された耕作証明書により確認しております。申請地は譲受人の伊豆の国市内の拠点から車で５分ほどの距離にあるため、通作には問題ありません。また、農作業に従事する者は22名おり、それぞれ１年～51年の経験がある者が年間160日以上農作業に従事し、農作業に必要な機械についてはすでに確保しております。 権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第３条第２項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。申請地においては水稻を栽培する予定です。売買価格は10aあたり150万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、菰山山木地区の担当委員は３番中川委員です。よろしくお願いします。
３番中川委員	(議案第３号15番農地法第３条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて菰山山木地区担当の白井推進委員から意見をお願いします。
白井推進委員	(議案第３号15番農地法第３条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。 質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
推進委員	(質問等)
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。 (挙手全員) ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 続いて議案第３号の９番について、●●委員は譲受人に該当するため、農業委員会等に関する法律第31条「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参加することができない」に該当しますので退席してください。 (●●委員退席) それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局	議案第３号９番について「朗読」 議案第３号「農地法第３条許可」の９番について説明します。場所と写真は資料番号③をご覧ください。 譲受人の経営面積は3753㎡です。譲受人の年齢は73歳で、農作業経験は53年であり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては水稻を栽培する予定です。申請地は自宅から車で１分ほどの距離にあるため、通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第３条第２項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は10aあたり150万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、葦山多田地区担当の●●委員は退席しているため、推進委員の補足説明に移ります。葦山多田地区担当の久保田推進委員よろしくをお願いします。
久保田推進委員	(議案第３号９番農地法第３条許可について説明)
会 長	推進委員からの説明が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。 質問は無いようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。 質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。 (挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 続いて議案第３号の10番について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第３号10番について「朗読」 議案第３号「農地法第３条許可」の10番について説明します。場所と写真は資料番号④をご覧ください。補足資料も併せてご覧ください。 譲受人の経営面積は9189㎡です。譲受人の年齢は77歳で、農作業経験は50年であり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては露地野菜を栽培する予定です。申請地は自宅から50mほどの距離にあるため、通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第３条第２項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。今回は贈与のため無償です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、小坂地区担当委員は８番内田委員です。よろしくをお願いします。
８番内田委員	(議案第３号10番農地法第３条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて小坂地区担当の渡邊光一推進委員から意見をお願いします。
渡邊推進委員	(議案第３号10番農地法第３条許可について意見)

会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。 質問は無いようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。 質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。 (挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 続いて議案第3号の11番について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第3号11番について「朗読」 議案第3号「農地法第3条許可」の11番について説明します。場所と写真は資料番号⑤をご覧ください。また、補足資料も合わせてご覧ください。 譲受人の経営面積は0㎡ですが、今回の申請で436㎡になります。譲受人の年齢は43歳で、農作業経験は2年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においてはハーブを栽培する予定です。申請地は自宅から車で3分ほどの距離にあるため、通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は1筆で4万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、守木地区担当委員は4番土屋委員です。よろしくお願いします。
4番土屋委員	(議案第3号11番農地法第3条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて守木地区担当の高梨推進委員から意見をお願いします。
高梨推進委員	(議案第3号11番農地法第3条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問は無いようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)

推進委員	(質問等)
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 続いて議案第3号の12番について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第3号12番について「朗読」 議案第3号「農地法第3条許可」の12番について説明します。場所と写真は資料番号⑥をご覧ください。 譲受人の経営面積は7014㎡です。譲受人の年齢は51歳で、農作業経験は20年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては水稻を栽培する予定です。申請地は自宅から600mほどの距離にあるため、通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。今回は贈与のため無償です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、四日町地区担当委員は10番窪井委員です。よろしくお願いします。
10番窪井委員	(議案第3号12番農地法第3条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて四日町地区担当の平木推進委員から意見をお願いします。
平木推進委員	(議案第3号12番農地法第3条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。 質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。 質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 続いて議案第3号の13番について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第3号13番について「朗読」 議案第3号「農地法第3条許可」の13番について説明します。場所と写真は資料番号⑦をご覧ください。また、補足資料も合わせてご覧ください。

	さい。 譲受人の市内経営面積は2,536㎡で、沼津市の耕作面積を合わせると79,405.56㎡になります。他市町の耕作面積については、沼津市農業委員会で発行された耕作証明書により確認しております。譲受人の年齢は56歳で、農作業経験は33年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においてはミカンを栽培する予定です。申請地は自宅から車で10分ほどの距離にあるため、通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は1筆で33万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、小坂地区担当委員は8番内田委員です。よろしくお願いします。
8 番内田委員	(議案第3号13番農地法第3条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて小坂地区担当の渡邊光一推進委員から意見ををお願いします。
渡邊推進委員	(議案第3号13番農地法第3条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問は無いようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。 (挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 続いて議案第3号の14番について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第3号14番について「朗読」 議案第3号「農地法第3条許可」の14番について説明します。場所と写真は資料番号⑧をご覧ください。 本申請は、議案第3号13番と同じ申請人が農地の権利を取得しようとする案件ですので、同じ内容の部分は省略します。譲受人の経営面積は、先ほどの議案第3号13番を合わせると80,190.56㎡になります。申請地においてはミカンを栽培する予定です。申請地は自宅から車で10分ほどの距離にあるため、通作には問題ありません。売買価格は1筆で33万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、小坂

8 番内田委員	地区担当委員は 8 番内田委員です。よろしくお願いします。
会 長	(議案第 3 号14番農地法第 3 条許可について説明)
渡邊推進委員	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて小坂地区担当の渡邊光一推進委員から意見をお願いします。
会 長	(議案第 3 号14番農地法第 3 条許可について意見)
	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
	質問は無いようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 続いて議案第 3 号の16番について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 3 号16番について「朗読」 議案第 3 号「農地法第 3 条許可」の16番について説明します。場所と写真は資料番号⑩をご覧ください。 本申請は、議案第 3 号15番と同じ申請人が農地の権利を取得しようとする案件ですので、同じ内容の部分は省略します。譲受人の経営面積は、先ほどの議案第 3 号15番を合わせると266,837.41㎡になります。申請地においては水稻や小麦、大豆を栽培する予定です。申請地は伊豆の国市内の拠点から車で 5 分ほどの距離にあるため、通作には問題ありません。売買価格は10aあたり150万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、奈古谷地区の担当委員は 5 番松下委員です。よろしくお願いします。
5 番松下委員	(議案第 3 号16番農地法第 3 条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて奈古谷地区担当の岡本推進委員から意見をお願いします。
岡本推進委員	(議案第 3 号16番農地法第 3 条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
	質問は無いようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。

	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。
報告事項 会 長	○【報告事項 農地法届出(専決事項)について】 報告事項について、事務局より報告を行います。 なお、質問は事務局報告後一括して行いますので、報告番号を示し質問を行ってください。それでは、事務局より報告をお願いします。
【報告第1号】 事務局	農地法第5条届出書受理の件について7番を「朗読」。 転用目的は資材置場です。令和7年6月9日付、伊国農委第5号受理番号第7号にて受理しました 農地法第5条届出書受理の件について8番を「朗読」。 転用目的は宅地分譲地です。令和7年6月9日付、伊国農委第5号受理番号第8号にて受理しました。 農地法第5条届出書受理の件について9番を「朗読」。 転用目的は住宅敷地です。令和7年6月10日付、伊国農委第5号受理番号第9号にて受理しました。
会長	事務局の説明が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
委 員	(質疑等)
会 長	事務局お願いします。
事務局	(回 答)
会長	質問は無いようですので、続いて、質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言をしてください。
推進委員	(質疑等)
事務局	(回 答)
会 長	他に質問はありませんか。 質問はないようですので報告事項を終わります。 その他事務局より何かありますか。
その他 事務局	○野生鳥獣による農作物の被害状況調査の報告の件 ○令和7年度地区別農地利用最適化推進研修会の出欠について
閉 会 事務局長	以上で今月の案件は全て終了いたしました。長時間にわたるご審議ありがとうございました。 次回は令和7年8月12日(火)午後2時30分から定例農業委員会を行う予定です。時間の変更がある場合は開催通知でお知らせします。場所はあやめ会館3階多目的ホールです。それでは7月の定例総会を閉会します。本日はありがとうございました。

